



又は変質するおそれがあるものである場合は、寄託者に対し予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。

- 2 当社は、前項の規定により処分した場合は、寄託者に対し遅滞なくその旨を通知します。
- 3 当社は、第1項の規定により売却した場合は、その代価から保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金並びに売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを寄託者に返還し、不足があるときは寄託者に対しその支払を請求します。

- 7 貴金属製装身具、宝石、真珠その他の貴重品
- 8 複写機、タイプライタ、コンピュータ、キャビネット、金庫その他の事務用機器類
- 9 事務文書、帳簿、図面その他の文書・書籍類
- 10 磁気テープ、磁気ディスク、フィルム、レコードその他の記録媒体類
- 11 その他前各号に掲げる物品に準ずるもの

## 第7章 寄託物の損害保険

(保険の付保)

第26条 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために寄託物を当社が適当とする保険者の次に掲げる損害をすべててん補する火災保険に付します。ただし、他の倉庫業者に再寄託した寄託物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者に当社が付保した場合と同様の火災保険に付するものとします。

- (1) 火災による損害
- (2) 落雷による損害
- (3) 破裂又は爆発による損害
- (4) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水又は溢水による損害
- (5) 当社又はその使用人の作業上の過失による事故によって生じたき損の損害
- (6) ねずみ喰いの損害
- (7) 盗難によって生じた盗取、き損又は汚損の損害

2 当社が前項の規定により寄託物について締結する火災保険契約の保険金額は、寄託物の寄託価額とします。

3 寄託物の火災保険に関する事項は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(損害てん補額の決定)

第27条 寄託者は、寄託物が災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければなりません。

2 前項の決定をするに当たって、寄託者と保険者との間で協議が整わない場合は、当社は、保険者と協議の上決定することができます。

(火災保険の支払手続)

第28条 寄託者は、当社を経由して火災保険金額の支払を受けなければなりません。

## 第8章 賠償責任

(責任の始期及び終期)

第29条 当社の寄託物に関する責任は、当社が寄託者から寄託物の引渡しを受けた時に始まり、寄託者が当社から寄託物を引き取った時に終わります。

(当社の賠償責任と挙証)

第30条 当社は、当社又はその使用人が寄託物の保管又は荷役に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、寄託物の滅失又はき損により生じた損害について賠償の責任を負います。

(寄託物に対する責任)

第31条 当社は、第16条の規定により他の倉庫業者に寄託物を再寄託した場合においても、この約款に基づき、当該寄託物について当社が自ら保管した場合と同様の責任を負います。

(免責事由)

第32条 当社は、次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。

- (1) 寄託物の性質、欠陥若しくは自然の消耗又は荷造りの不完全
- (2) 虫害
- (3) 戦争、事変、暴動、強盗又は同盟罷業若しくは同盟怠業
- (4) 地震、津波、高潮、大水又は暴風雨
- (5) 徴発又は防疫
- (6) 前各号に掲げるものの他抗拒若しくは回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為

2 当社は、前項の損害であっても、特別の設備を有することその他の事由により賠償の責任を負うことを約した場合は、その責任を負うものとします。

(賠償額)

第33条 当社は、寄託物の滅失又はき損により生じた損害を賠償します。

2 前項の損害の額が寄託価額を超える場合は、損害の額は、寄託価額であるものとみなします。

(責任の特別消滅事由)

第34条 寄託物の一部滅失又はき損による損害についての当社の責任は、寄託物を引き取った日から1週間以内に寄託者から当社に対し当該寄託物に一部滅失又はき損があった旨の通知が発せられない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社が、寄託物の返還に際して当該寄託物に一部滅失又はき損が生じていることを知っていた場合は、適用しません。

(時効)

第35条 寄託物の一部滅失又はき損による損害についての当社の責任は、寄託者が当社より寄託物を引き取った日から1年を経過したときは、時効により消滅します。ただし、当社がその損害を知っていた場合は、この期間は5年とします。

2 寄託物の全部滅失による損害についての当社の責任は、当社が寄託者に対して滅失があった旨の通知をした日から5年を経過したときは、時効により消滅します。

(寄託者の賠償責任)

第36条 寄託者は、寄託物の性質又は欠陥により当社に与えた損害については、賠償の責任を負わなければなりません。ただし、寄託者が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかった場合又は当社がこれを知っていた場合は、この限りではありません。

(引渡し遅延による保管料相当額の支払)

第37条 寄託者は、寄託物を引き渡す日として約した日に引き渡さなかった場合は、その日から引渡しを行った日の前日まで又は契約を解除した日までの当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

(引取り遅延による保管料相当額の支払)

第38条 寄託者は、第11条第4項又は第17条第6項に規定する寄託物の引取りが行われない場合は、当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

## 第9章 料金の支払等

(料金の支払)

第39条 寄託者は、当社が国土交通大臣に届け出た保管料及び荷役料並びにその他の料金を、当社が定めて通知した日までに支払わなければなりません。

(延滞金)

第40条 寄託者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払のあった日まで年利6パーセントの割合で延滞金を支払わなければなりません。

(料金の変更)

第41条 当社は、国土交通大臣に届け出た保管料を変更した場合は、変更された日の属する期から、新料金により請求します。

(滅失寄託物の料金の負担)

第42条 当社は、寄託物が滅失した場合は、滅失した日までの料金を寄託者に請求することができます。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合は、当該保管期間に係る保管料については、この限りではありません。

別表 (第1条第1項関係)

次に掲げる物品であって、商品として販売されないもの。

- 1 たんす、書棚、ベッド、じゅうたん、台所用品、食器その他の家具類
- 2 冷暖房機器、音響機器、二輪車その他の家庭用機器類
- 3 ピアノ、運道具、玩具その他の楽器、娯楽用品類
- 4 和服、洋服、身の回り品その他の衣服類
- 5 毛皮コート、毛皮、えり巻その他の毛皮製品
- 6 絵画、彫刻、書跡、陶磁器、漆工品、骨とう品その他の美術工芸・収集品